

## ■使用者の子が承継する場合

※相続関係図は例示のため、家族構成等によって確認対象が変わります。

詳細は斎園管理課（0798-35-3306）までお問合せください。

墓地の使用者である西宮太郎が死亡したことにより、その長女である夙川一子が墓地を承継する場合の手続きを考えます。

ただし、今回の例では、①使用者である西宮太郎は妻（花子）と子供4人（一郎・二郎・一子・二子）の家族。②太郎の次男（二郎）、太郎の次女（二子）とその夫（勝）は既に亡くなっている場合を考えることとします。

※墓地の承継手続きは「祭祀財産の相続」に相当するものと考えられるため、墓地の承継手続き時には、墓地の使用者と承継者のつながりが明確になるように家系図を作成する必要があります。

たとえば、今回の例では、承継の手続きに必要な西宮家の家系図は下記のとおりとなります。

### 1 死亡の事実の確認

既に亡くなっている方については、死亡の事実を確認する必要があります。死亡の事実を確認するためには、「埋火葬許可書」や「火葬証明書」「死亡記載のある戸籍謄本等」が必要です。

右記の例では、太郎、次男（二郎）、次女（二子）とその夫（勝）の死亡の事実の確認を行うこととなります。

### 2 戸籍謄本取得の範囲

承継の手続きには、前使用者と承継者のつながりを確認するために戸籍謄本等での確認が必要です。

右記の例では、下記の①～③までの戸籍謄本等が必要です。

①西宮太郎とその妻（花子）及び子ども全員（一郎・二郎・一子・二子）の記載があるもの【筆頭者が西宮太郎の原戸籍など】

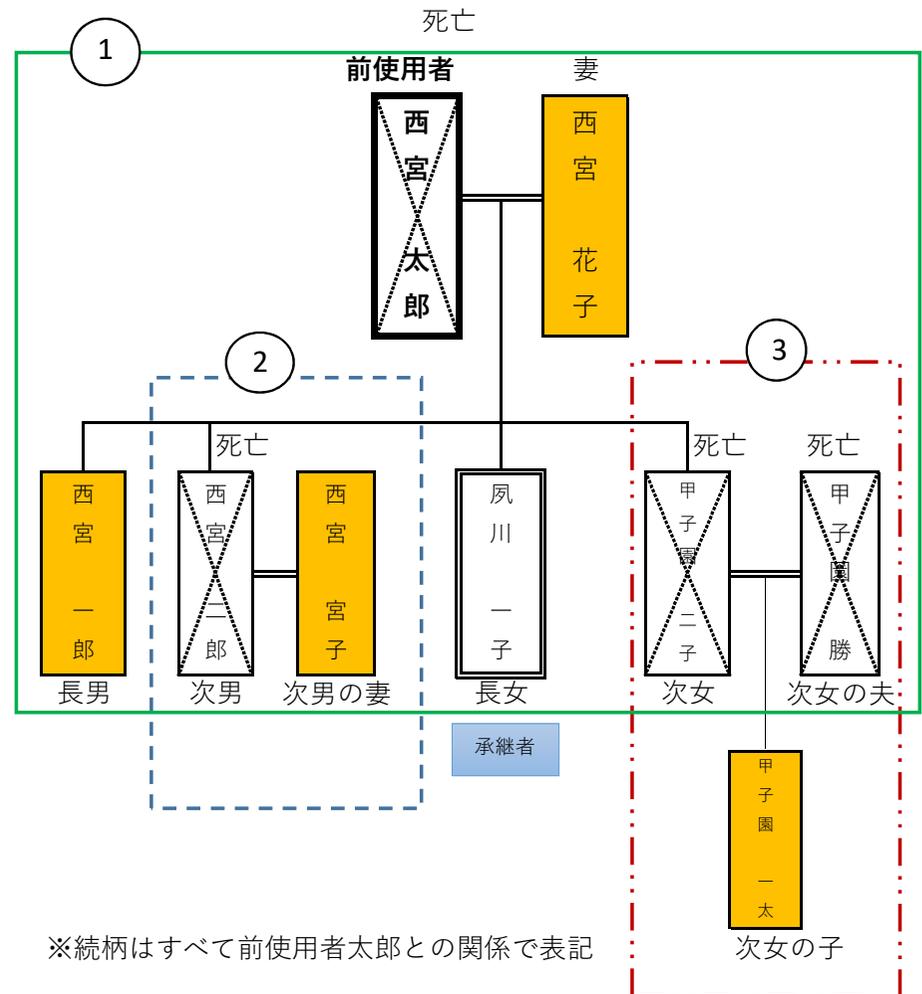
②西宮二郎とその妻（宮子）の記載があるもの【筆頭者が西宮二郎の戸籍謄本など】

③甲子園二子とその夫（勝）及び子供（一太）の記載があるもの【筆頭者が甲子園勝の原戸籍など】

### 3 同意書の範囲

墓地承継者以外に親族（原則として相続対象者）がいる場合、原則としてその親族の同意書の提出が必要です。

右記の例では、妻（花子）・長男（一郎）・次男二郎の妻（宮子）・長女（二子）の子ども（一太）の同意書の提出が必要です。



## ■使用者のきょうだい承継する場合

※相続関係は例示のため、家族構成等によって確認対象が変わります。

詳細は斎園管理課（0798-35-3306）までお問合せください。

墓地の使用者である西宮太郎が死亡したことにより、きょうだいである宮水静子が墓地を承継する場合の手続きを考えます。

ただし、今回の例では、①使用者である西宮太郎は5人きょうだい（太郎・源一・源二・源三・静子）。②源二、源三とその妻（和子）は既に亡くなっている場合を考えることとします。

※墓地の承継手続きは「祭祀財産の相続」に相当するものと考えられるため、墓地の承継手続き時には、墓地の使用者と承継者のつながりが明確になるように家系図を作成する必要があります。

たとえば、今回の例では、承継の手続きに必要な西宮家の家系図は下記のとおりとなります。

### 1 死亡の事実の確認

既に亡くなっている方については、死亡の事実を確認する必要があります。死亡の事実を確認するためには、「埋火葬許可書」や「火葬証明書」「死亡記載のある戸籍謄本等」が必要です。右記の例では、太郎、源二、源三とその妻（和子）の死亡の事実の確認を行うこととなります。

### 2 戸籍謄本取得の範囲

承継の手続きには、前使用者と承継者のつながりを確認するために戸籍謄本等での確認が必要です。

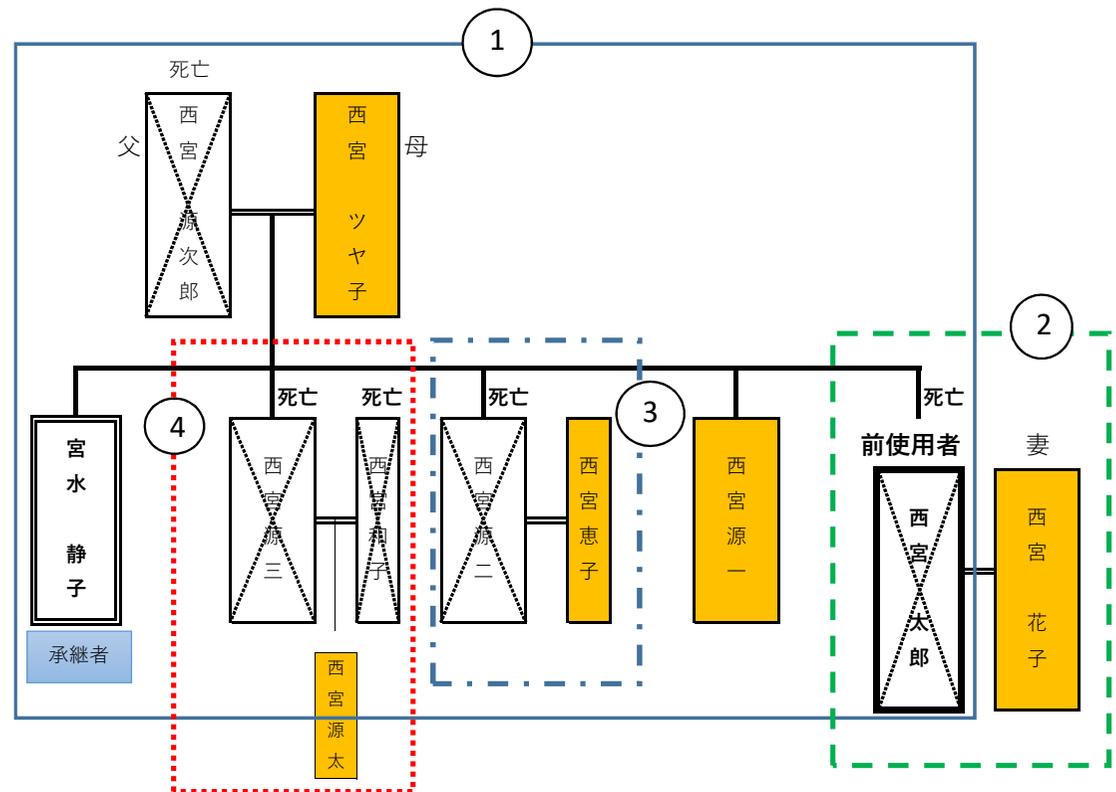
右記の例では、下記の①～④までの戸籍謄本等が必要です。

①西宮太郎とその妻（花子）の記載があるもの【筆頭者が西宮太郎の戸籍謄本など】

②西宮源次郎とその妻（ツヤ子）及び子供全員（太郎、源一、源二、源三、静子）の記載があるもの【筆頭者が西宮源次郎の原戸籍など】

③西宮源二とその妻（恵子）の記載があるもの【筆頭者が西宮源二の戸籍謄本など】

④西宮源三とその妻（和子）及び子供（源太）の記載があるもの【筆頭者が西宮源三の原戸籍など】



### 3 同意書の範囲

墓地承継者以外に親族（原則として相続対象者）がいる場合、原則としてその親族の同意書の提出が必要です。

上記の例では、太郎の母（ツヤ子）、太郎の妻（花子）、源一、源二の妻（恵子）、源三の子供（源太）の同意書の提出が必要です。